

同条第十四の二第二項中「第55の7」を「第55条の7」に、「更新登録の場合のみ」を「登録された測量士による新規登録及び更新登録の場合に」に、「新規登録の場合」を「新規登録の場合（登録された測量士による新規登録を除く）」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三十二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第74号）の一部を次のように改正する。
第六十九条第二項中「、第八号又は第十三号」を「又は第八号」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第四十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第91号）の一部を次のように改正する。

第五十四・四十五条第五項を削り、同条第六項中「第二項、第三項及び第四項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第十一項（指定試験機関に納める場合を除く。）」を「前条第十一項（指定試験機関に納める場合を除く。）の規定は、操縦免許に係る手数料又は登録免許税について、同条」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八号様式中「手数料」を「登録免許税」に改める。
（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第五十条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和二十九年建設省令第9号）の一部を次のように改正する。

第三十七条及び第四十二・条第一項第十号中「第三十二・条」を「第三十二・条第一項」に改める。
別記様式第七を次のように改める。

別記様式第七（第二十八条関係）

（A4）

（第一面）

登 録 申 請 書				収入印紙又は証紙はり付け欄 (消印してはならない)
登録の種類	新規・更新・登録換え	登録番号	国土交通大臣 知事登録第 号	
		登録年月日	年 月 日	
第22条第1項 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項の規定による不動産鑑定業者の 登録の申請をします。 第26条第1項 年 月 日 申請者の住所 及 び 氏 名 地方整備局長 北海道開発局長 殿 知 事 印				
ふ り が な 名 称 又 は 商 号				

登 録 申 請 者 ふ り が な 氏 名			
役 員 の 氏 名 及 び 役 名			
ふ り が な 氏 名	役 名	ふ り が な 氏 名	役 名
申請時の登録	国土交通大臣 知事登録第 号 (年 月 日登録)		

（第二面の備考を参照のこと）

（第二面）

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事 務 所	所 在 地	専 任 の 不 動 産 鑑 定 士 の 氏 名
名 称		
（主たる事務所）		
（従たる事務所）		
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

備考

- 1 印欄は、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 4 第22条第1項、第22条第3項、第26条第1項の文字のいずれか2つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 5 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者(不動産鑑定士を除く。)は、第三面に登録免許税の領収証書をはり付けること。その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。